

## パートタイマーとして働くみなさんへ

昨今、アルバイトやパートタイマーの社会保険への加入や、税金の配偶者控除についてさまざまな情報が飛び交っております。当社で就労される皆様方についても例外ではありません。今一度正しい情報を確認して頂き、就労の際の判断材料の一つとして頂ければ幸いです。なお、以下の記載については、平成16年1月現在の法令を基準としています。

### 健康保険・厚生年金保険について

以下のいずれにも該当する場合には健康保険・厚生年金保険に加入することとなります。

1日又は1週間の所定労働時間が一般社員のおおむね3/4以上

1ヵ月の所定労働日数が一般社員のおおむね3/4以上

以上の条件に該当し、健康保険・厚生年金保険に加入することとなった場合には、現在親族等の被扶養者となっている方については、被扶養者から除外され、ご自身の保険証を持ち月々の給与より健康保険料・厚生年金保険料を負担することとなります。なお、年収が130万円以上となる場合についても、被扶養者から除外されることとなります。

### 雇用保険について

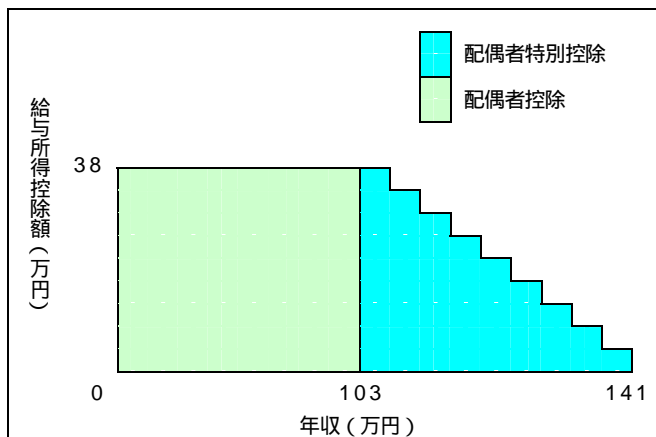
以下のいずれにも該当する場合には、雇用保険に加入することとなります。

1週間の所定労働時間が20時間以上であること

1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

以上の条件に該当し、雇用保険に加入することとなった場合には、月々の給与より雇用保険料を負担することとなります。

### 配偶者控除について



夫又は妻の給与所得控除配偶者となっている方は、図の通り年収の増加に伴い、控除額が減少する仕組みとなっています。年収が103万円を超えると配偶者控除が受けられなくなり、141万円以上となると配偶者特別控除も含めて所得控除が受けられなくなります。